

第 1 回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

令和 7 年（2025 年）2 月 28 日

西知多医療厚生組合議会

令和7年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について	6
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について.....	7
西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 について	9
西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について.....	11
令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）	12
令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）について.....	13
令和7年度西知多医療厚生組合一般会計予算.....	15
令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算.....	20
監査委員の選任について.....	24

令和7年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和7年（2025年）2月28日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員（14人）

1番 北川 明 夫

8番 中山 貴 弘

2番 今 瀬 和 弘

9番 伊 藤 正 明

3番 中 村 義 幸

10番 石 濱 隼 人

4番 秋 葉 みどり

11番 泉 清 秀

5番 工 藤 政 明

12番 藤 井 貴 範

6番 江 川 祐 之

13番 林 正 則

7番 石 丸 喜久雄

14番 伊 藤 清一郎

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 令和7年（2025年）2月28日 午前9時30分

閉会 令和7年（2025年）2月28日 午前10時27分

第1日 (2月28日)

1 出席議員(14人)

1番 北川明夫
2番 今瀬和弘
3番 中村義幸
4番 秋葉みどり
5番 工藤政明
6番 江川祐之
7番 石丸喜久雄

8番 中山貴弘
9番 伊藤正明
10番 石濱隼人
11番 泉清秀
12番 藤井貴範
13番 林正則
14番 伊藤清一郎

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者 宮島壽男
副管理者 立川泰造
会計管理者 吉田幸尚

副管理者 花田勝重
副管理者 星川功
代表監査委員 小幡勇次

[総務部]

総務部長 加藤由裕
施設管理課長 平松康弘

総務課長 岸本一昭
施設管理課統括主幹 八木正彦

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長 吉原基
副院長兼病院事務局長 許斐正啓
兼企画課長
管理課統括主幹 大岩喜恵

副院長兼看護局長 宮原晴子
管理課長 谷川正仁
管理課課長 牧野達弘
兼人事管理室長

医事課長 森田美和

[看護専門学校]

看護専門学校長 鰐部貴久美
教務課長 齋藤陽子
兼教務主任

庶務課長 石橋謙介

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 橘 洋 子 環境経済部長 小笠原 尚 一

[知多市]

健康文化部長 杉 江 大 典 環境経済部長 竹 内 和 彦

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 宇 野 孔 美 書 記 保 科 達 郎
書 記 久 野 真 弘

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	1	西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について
5	2	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
6	3	西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
7	4	西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
8	5	令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）
9	6	令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）
10	7	令和7年度西知多医療厚生組合一般会計予算
11	8	令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算

1 2	同意 1	監査委員の選任について
-----	------	-------------

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月28日 午前9時30分 開会)

議長（北川明夫）

おはようございます。

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、御苦勞さまでございます。

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和7年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から御挨拶をいただきます。

管理者（宮島壽男）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」をはじめ、9件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（北川明夫）

ありがとうございました。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（北川明夫）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、7番石丸喜久雄議員、13番林正則議員を指名いたします。

議長（北川明夫）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

議長（北川明夫）

日程第 3 「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項及び第 199 条第 9 項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和 6 年 10 月分及び 11 月分までの例月出納検査結果報告、並びに定例監査結果の報告が提出されましたが、お手元に配布したとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（北川明夫）

日程第 4、議案第 1 号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第 1 号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」、につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、西知多医療厚生組合職員の定数条例における、病院事業の職員定数を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、人事管理室長から御説明申し上げます。

人事管理室長（牧野達弘）

議案第 1 号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」の内容につきましては、2 枚はねていただき参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。第 2 条第 2 号は、病院事業の職員定数を規定したもので、783 人を 803 人に改め、組合全体の合計人数である 813 人を 833 人に改めるものでございます。20 人増の職種別内訳につきましては、医師 18 人、歯科医師 2 人の合計 20 人となります。附則は、施行期日で、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんのでお願いいたします。それでは、質疑の発言を許します。

9 番（伊藤正明）

1 件お願いいたします。条例第 2 条の改正で職員の定数が 20 人増となりますが、その具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

人事管理室長（牧野達弘）

御質問の「職員の定数が 20 人増となる具体的な内容」についてでございますが、現在の定数条例は、平成 30 年 4 月に策定した「病院改革プラン」を元に、医師歯科医師を合わせた人数を 87 人としていました。医師の働き方改革を進める中で、研修医の身分をフルタイムの常勤にする必要があり、令和 6 年度より研修医 16 人の身分を任期付フルタイム職員へ変更しました。このことにより、医師の実人数が、定員管理上の想定人数を上回り、令和 7 年 4 月の医師見込み数も 103 人であり、定員による制限で、医師確保に支障が出る可能性があるため、医師歯科医師想定人数を 20 人増としたものでございます。以上でございます。

議長（北川明夫）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第 1 号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第５、議案第２号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第２号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、給料表の変更等をするため、改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第２号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、２０枚目、３５ページの次のページ、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第６条は、昇給の幅が３号給となる職員を、行政職給料表１の、６級以上の職員としていたものを、６級及び７級の職員としたもの、及び、昇給停止にかかる職員を、現状の５５歳以上に加え、行政職給料表１で８級の職員と、他の給料表でこれに相当する職員としたものでございます。

２ページをお願いいたします。第１２条は、扶養手当の対象者から、配偶者を削除し、満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子については、１人につき月１３，０００円とし、配偶者を除くその他の扶養親族については、１人につき月６，５００円とするもの等でございます。

第１３条は、主に扶養手当の手續等に関する規定を削除するものでございます。４ページをお願いいたします。第１３条の２は、条の繰り上げでございます。第１４条は、１２条で削除された配偶者の定義を規定するものでございます。第１５条の２は、単身赴任手当の対象職員の見直しを行うものでございます。５ページをお願いします。第１９条の２は、管理職特別勤務手当の支給対象となる時間を午前零時からであったものを、午後１０時からに拡大すること等の規定をするものでございます。第２５条は、定年前再任用短時間勤務職員に対する住居手当の支給に係る除外規定を整備したものでございます。第２９条は、扶養手当の支給に係る規定の整備で、第１２条において、扶養手当の支給に関して規則に定める規定を追加した

ことから、当該部分を削除するものでございます。

6 ページをお願いいたします。附則第 1 項は施行期日で、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。附則第 2 項は、号給の切替え規定でございます。附則第 3 項は、切替え日前に職務の級を異にする異動をした職員等について、必要な調整を行うことができることとしたものでございます。附則第 4 項は、扶養手当について、令和 7 年度に限り、13,000 円となる手当については、11,500 円、削除される配偶者にかかる手当については、3,000 円とする経過措置等でございます。附則第 5 項は、単身赴任手当に関する経過措置で、切替え日前に職員となった者にも適用するものでございます。附則第 6 項は、西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、本改正に伴い、引用条項の変更を行うものでございます。附則第 7 項は、委任規定でございます。附則別表は、附則第 2 項にかかる切替表でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第 2 号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第 6、議案第 3 号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第３号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員に勤勉手当を支給等するため、改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第３号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

改正の内容につきましては、３枚目、別添参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。第７条は、特定任期付職員業績手当を廃止するものでございます。第９条は、特定任期付職員に対し勤勉手当を支給する規定を追加するものでございます。附則は、施行期日で、この条例は、令和７年４月１日から施行するものでございます。なお、この条例改正の対象となる特定任期付職員は、現在のところ採用しておりません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第３号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第7議案第4号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第4号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、特殊手当の削除及び病院手当に係る分娩取扱業務等の追加をするため、改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第4号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第2条及び第8条は、特殊勤務手当のうち、年末年始に従事していた職員に対し支給していた特殊手当を廃止し、残りの条を繰り上げるものでございます。第5条は、これまで第1号に該当する手当として支給していた項目を、労働基準監督署から明文化するよう勧告を受けた分娩取扱業務及び自宅待機業務について、第9号以降に規定の追加をするものでございます。2ページをお願いします。附則は施行期日で、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第4号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第8、議案第5号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第5号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,151万7,000円を増額し、補正後の額を66億9,518万3,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第5号「令和6年度 西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第2号）」の詳細につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

2の「歳入」から御説明申し上げます。6款2項1目雑入につきまして、令和5年度で廃止をいたしました、し尿処理事業特別会計をはじめ4つの特別会計の決算剰余金を一般会計にて収入したものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。3の「歳出」について、御説明申し上げます。3款衛生費、1項し尿処理事業費、1目事業総務費の22節償還金、利子および割引料につきまして、し尿処理事業特別会計清算返還金として、943万3,000円を追加し、東海、知多両市へ、令和5年度の負担割合をもとに返還するものでございます。

次に、2項ごみ処理事業費、1目事業総務費の22節 償還金、利子及び割引料につきましては、2,315万2,000円の追加、その下、3項健康増進施設事業

費、1 目事業総務費の 2 2 節 償還金、利子及び割引料につきましては、3 4 8 万 9, 0 0 0 円の追加、その下、4 項看護専門学校事業費、1 目事業総務費の 2 2 節 償還金、利子及び割引料につきましては、5 4 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、それぞれ、し尿処理事業費と同様に両市へ返還するものでございます。両市への内訳につきましては、合計で、東海市へ 2, 5 4 8 万 6, 7 9 2 円、知多市へ 1, 6 0 2 万 8, 7 5 4 円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第 5 号 「令和 6 年度 西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第 2 号）」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第 9、議案第 6 号「令和 6 年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第 6 号「令和 6 年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第 3 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、入院患者の増に伴う医業収益の増と、薬品費、診療材料費の高騰に伴う医業費用の増に伴い行うものでございます。

第2条は、業務の予定量で（2）年間患者数の入院患者数の既決予定量12万85人から、補正予定量4,380人を増とし、12万4,465人とし、（3）一日平均患者数の入院患者数の既決予定量329人から、補正予定量12人を増とし、341人とするものでございます。第3条は、収益的収入及び支出で、収入では、第1款病院事業収益、第1項医業収益129億4,628万円に、補正予定額3億2,600万円を増額し、132億7,228万円とするものでございます。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用152億2,374万円に、補正予定額2億7,968万円を増額し、155億342万円とし、第2項医業外費用4億1,196万円に、補正予定額4,130万円を増額し、4億5,326万円とするものでございます。第4条はたな卸資産購入限度額で予算第11条中、34億7,372万円を37億7,839万円に改めるものでございます。

詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（谷川正仁）

議案第6号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）」の補足説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予定額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益、1目1節入院収益を3億2,600万円増額し、84億4,373万円とするもので、その内容は、実績に応じたもので「年間患者数」は当初予算額から4,380人増の12万4,465人、「1日平均患者数」は、12人増の341人、「1人1日平均収益」は、240円増の6万7,840円とするものでございます。

次に、支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用、2目材料費で、当初予算額31億4,765万円に2億7,968万円増額し、34億2,733万円とするもので、その内容は、8節薬品費を8,197万円増額、及び9節診療材料費を1億9,771万円増額とするもので、高額医薬品等の使用量の増加及び手術件数の増加による材料の増加により増額するものでございます。

次に第2項医業外費用、2目消費税及び地方消費税、50節消費税及び地方消費税を3,380万円増額し、8,470万円とするもの、3目雑損失、51節雑損失を750万円増額し、3億5,150万円とするものは、財務処理によるもので

す。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願いします。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第6号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第10、議案第7号「令和7年度西知多医療厚生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

なお、2人目以降は指名をいたしませんので、職名をつげて順次説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第7号「令和7年度西知多医療厚生組合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億9,951万3,000円で、前年度に比べ、27億5,238万5,000円の減額となっております。これは、西知多クリーンセンター建設工事が完了したことなどによるものでございます。

なお、詳細につきましては、各担当課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

「令和7年度西知多医療厚生組合一般会計予算」の詳細につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。2の「歳入」から主なものを御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目1節の負担金につきましては、33億6,810万円で、前年度に対し、2億5,751万3,000円の減でございます。その内訳といたしましては、組合規約に基づく負担割合により、組合運営費負担金につきましては、東海市、知多市同額の4,974万4,000円で、合計9,948万8,000円でございます。し尿処理事業負担金につきましては、東海市から1億7,842万5,000円、知多市から4,017万9,000円の合計2億1,860万4,000円でございます。ごみ処理事業負担金につきましては、東海市から4億9,131万3,000円、知多市から3億7,857万7,000円の合計8億6,989万円でございます。健康増進施設事業負担金につきましては、東海市から2,013万7,000円、知多市から710万7,000円の合計2,724万4,000円でございます。看護専門学校事業費負担金につきましては、東海市、知多市同額の7,643万7,000円で、合計1億5,287万4,000円でございます。病院事業会計負担金につきましては、東海市から12億1,485万円、知多市から7億8,515万円で、合計20億円でございます。

2款 使用料及び手数料、1項2目2節の看護専門学校使用料につきましては、1,828万1,000円で、看護専門学校授業料などでございます。2項手数料、10ページをお願いいたします。1目1節の清掃手数料の2億5,200万円につきましては、西知多クリーンセンターへ両市民・事業者が直接持ち込む一般廃棄物の処理手数料でございます。2節の看護専門学校手数料340万4,000円の内訳としまして、受験者100人分の受験料と入学者30人分の入学金を見込んだものでございます。

3款 国庫支出金、1項1目1節の清掃費補助金603万円は、し尿処理施設の基幹的設備改良事業を実施するに当たり、国から交付される交付金でございます。

6款 諸収入、12ページをお願いいたします。2項1目2節の衛生費雑入2億4,075万9,000円は、西知多クリーンセンターで発生する、ごみ処理施設発電売電収入、契約により運営事業者が負担することとしている西知多クリーンセンターの火災保険料負担金、組合が代行して支払う旧知多市清掃センターに係る汚染負

荷量賦課金負担金等でございます。

14ページをお願いいたします。3の「歳出」の主なものについて御説明申し上げます。1款1項1目議会費につきましては、79万3,000円で、前年度と比較して3,000円の増額でございます。2款総務費、1項1目一般管理費につきましては、21億183万7,000円、前年度に対し、1,676万7,000円、0.8%の増でございます。2節給料、3節職員手当等、16ページをお願いいたします。4節共済費は、総務部長、総務課職員7人の計8人分の人件費でございます。12節委託料の1,144万9,000円につきましては、子ども子育て支援金の制度改正に対応する、人事給与システムの改修を見込んだこと等により、全体で378万7,000円の増額となったものでございます。18ページをお願いいたします。14節工事請負費の300万8,000円は、2面あるテニスコートの1面について、周囲を囲うフェンスの全面改修を、4年度から4年に分けて実施するものでございます。17節備品購入費230万円につきましては、老朽化した車を更新するもので、ハイブリッド車を予定しております。

施設管理課長（平松康弘）

3款衛生費、1項し尿処理事業費につきましては、2億2,463万8,000円で、前年度と比較して1,048万1,000円、4.9%の増でございます。

1目事業総務費につきましては、1,856万2,000円、前年度と比較して、509万円、3.8%の増でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、施設管理課職員2人分の人件費でございます。

20ページをお願いいたします。2目し尿処理費につきましては、2億607万6,000円で、前年度と比較して、539万1,000円、2.7%の増でございます。10節需用費の5,454万5,000円につきましては、薬剤等の消耗品費、燃料費、光熱水費などでございます。実績から消耗品費及び燃料費は減、電気料金は増を見込んでおります。12節委託料の8,252万6,000円につきましては、し尿処理施設の維持管理や機器保守の委託料でございます。し尿処理施設基幹的設備改良事業に伴う、基本設計業務、長寿命化総合計画策定業務、生活環境影響調査業務の委託料を新規計上しております。22ページをお願いいたします。14節工事請負費の6,690万円につきましては、定期修繕工事、計画修繕工事及び突発修繕に対応するためのその他修繕工事費を計上したものでございます。

2項ごみ処理事業費につきましては、10億3,946万4,000円で、西知多クリーンセンター建設工事が完了したことにより、前年度と比較して、28億125万9,000円、72.9%の減でございます。1目事業総務費につきましては、1億1,623万7,000円で、前年度と比較して、1,465万7,000円、14.4%の増でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、施設管理課職員5人分の人件費でございます。24ページをお願いいたします。12節委託料の644万8,000円につきましては、西知多クリーンセンター運営業務が適切に行われているか監視するための支援業務などの委託料でございます。18節負担金、補助及び交付金の6,432万4,000円につきましては、西知多クリーンセンターの発電売電収入を構成市へ還元する売電益交付金などがございます。2目ごみ処理費につきましては、9億2,322万7,000円で、前年度と比較して、1億5,605万1,000円、20.3%の増でございます。11節役務費の3億8,460万円につきましては、西知多クリーンセンターの運転に伴い発生する最終生成物の処分手数料などがございます。12節委託料の5億3,322万5,000円につきましては、西知多クリーンセンターの運営業務委託料などがございます。18節負担金、補助及び交付金の484万円につきましては、最終生成物処分に係る伊賀市へ支払う負担金などがございます。

3項健康増進施設事業費につきましては、2億370万4,000円で、前年度と比較して、766万7,000円、3.6%の減でございます。26ページをお願いいたします。1目事業総務費につきましては、1,477万4,000円で、前年度と比較して、208万7,000円、12.4%の減でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、施設管理課職員1人分の人件費でございます。12節委託料の680万1,000円につきましては、健康増進施設の維持管理・運営業務が適切に行われているか監視するための支援業務などの委託料でございます。2目健康増進施設費につきましては、1億8,893万円で、前年度と比較して、558万円、2.9%の減でございます。12節委託料の5,663万円につきましては、施設の維持管理・運営に係るサービス対価に相当する費用でございます。16節公有財産購入費の1億3,230万円につきましては、施設の建設に係るサービス対価に相当する費用でございます。

庶務課長（石橋謙介）

4項看護専門学校事業費につきましては、1億8,138万円でございます。1目事業総務費につきましては、1億5,756万1,000円で、前年度と比較して、1,370万3,000円、9.5%の増額でございます。

職員の人件費につきまして、1節報酬は、会計年度任用職員2人分の報酬でございます。28ページをお願いいたします。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、教員12人、事務職員2人の計14人分の人件費でございます。12節委託料429万2,000円につきましては、事務事業委託料1件、施設維持管理委託料9件を予定しております。13節使用料及び賃借料につきましては、施設用機器の借上げ料などで、30ページをお願いいたします。新たにLED照明機器借上げを計上したため増額となっております。17節備品購入費890万2,000円は、計画的に進めている学習環境の整備のため、視聴覚室と看護実習室の空調機、老朽化したAEDのほか軽自動車を更新するものでございます。

2目看護専門学校費につきましては、2,381万9,000円で、前年度より261万5,000円、12.3%の増額でございます。1節報酬につきましては、実習指導を行う会計年度任用職員5人分を計上したもので、7年度から1人増員して実習に対応するものでございます。7節報償費461万1,000円は、西知多総合病院以外の外部講師に支払う講師謝礼金でございます。32ページをお願いいたします。12節委託料454万9,000円は、授業を行う講師及び実習等の委託料で、学生数の増により実習委託料が増額となっております。18節負担金、補助及び交付金33万6,000円は、加入している各協議会等の負担金等でございます。

総務課長（岸本一昭）

4款公債費でございますが、1項1目元金、22節償還金、利子及び割引料の4,344万円につきましては、西知多クリーンセンター建設工事に係る長期債元金でございます。2目利子、22節償還金、利子及び割引料の1億325万7,000円につきましては、一時借入金利子及び西知多クリーンセンター建設工事に係る長期債利子でございます。5款1項1目予備費につきましては、100万円を計上いたしました。34ページから40ページまでは、特別職の報酬、一般職の給料、職員手当の状況を示した給与費明細書でございます。御参照いただき、説明は省略させていただきます。42ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書で

ございます。説明は省略させていただきます。44ページの地方債に関する調書につきましても、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第7号「令和7年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第11、議案第8号「令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第8号「令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、御説明申し上げます。

それでは1ページをお願いします。第2条は、業務の予定量で、（1）病床数は、一般病床468床、（2）年間患者数は、入院患者数12万85人、外来患者数19万9,650人、（3）1日平均患者数は、入院患者数329人、外来患者数825人を予定し、（4）主要な建設改良事業では、資産購入費として10億3,513万円、建設改良費として1億8,985万円を予定しました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款病院事業収益は、1

49億6,082万円、支出の第1款病院事業費用は、166億2,383万円を予定いたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、2ページをお願いします、収入の第1款資本的収入は、17億8,973万円、支出の第1款 資本的支出は、23億9,727万円を予定いたしました。

第5条の企業債は、施設整備事業について、1億8,980万円、医療機器等整備事業について、10億2,970万円の限度額をそれぞれ定めたものでございます。第6条は、一時借入金の限度額を15億円としております。3ページをお願いします。第7条は、経費の流用ができる場合を定めており、第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費について定めております。第9条は、一般会計から補助金を受ける金額を、3億927万円とし、第10条は、たな卸資産の購入限度額を、37億6,851万円と定めたものでございます。第11条の重要な資産の取得は、血管造影診断装置から内視鏡検査装置までの5品目でございます。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（谷川正仁）

令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。28ページをお願いします。令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算額明細書により、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入で、1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は、84億1,795万円の計上で、1人1日平均収益を7万100円と見込み、2目 外来収益は、34億7,391万円の計上で、1人1日平均収益を1万7,400円と見込んだものでございます。3目その他医業収益は、13億2,477万円の計上で、主な内容としまして、個室使用料、予防接種・集団健診、人間ドック、個人健診等の収益、及び、救急医療の確保などに要する経費として収入する一般会計負担金などでございます。

続きまして、2項 医業外収益は、16億8,748万円の計上で、主な内容としまして、2目他会計補助金3億927万円は、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費や医師確保対策に要する経費などに係る一般会計補助金、3目補助金2,034万円は、臨床研修費などに対する補助金でございます。4目他会計負担金5億7,186万円は、リハビリテーション及び高度医療などに要する経費に係る一

般会計負担金などがございます。29ページをお願いします。6目退職手当相当額負担金1億3,480万円は、職員の身分移行に伴う退職手当相当額に係る一般会計負担金でございます。

30ページをお願いします。支出でございます。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費84億7,594万円の主な内容は、医師107人、看護師457人など、常勤職員767人分のほか、会計年度任用職員分を含む人件費でございます。2目材料費34億1,257万円の主な内容は、8節 薬品費と、9節 診療材料費でございます。3目経費27億8,928万円の主な内容は、このページの一番下、18節 光熱水費は、電気やガスなどの料金、31ページをお願いします。上から4段目、22節 修繕費は、医療機器や、建物等施設などの修繕料、24節 賃借料は、職員住宅や、医療機器などの借上料、26節 委託料は、医事業務や、給食業務などの委託料、32ページをお願いします。上から、4段目、30節 手数料は、医師紹介手数料などがございます。このページ中ほど、4目減価償却費 2億1,865万円は、建物、建物付属設備、器械備品などに係る減価償却費でございます。

33ページをお願いします。2項医業外費用4億8,623万円は、雑損失など、3項特別損失1億686万円は、過年度損益修正損など、4項予備費は、1,000万円の計上でございます。

34ページをお願いします。資本的収入及び支出で、まず、上の表収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債12億1,950万円は、施設等整備事業及び医療機器等整備事業に係る借入れ、2項負担金、1目他会計負担金5億6,944万円は、建設改良に要する経費に係る一般会計負担金でございます。

続きまして、下の表、支出でございまして、1款資本的支出、1項1目資産購入費10億3,513万円は、主に血管造影診断装置をはじめとした医療機器等の購入費でございます。2目建設改良費1億8,985万円は、電話交換設備更新工事と、新型コロナウイルス感染症対策で培った感染対策を基に病床数を見直し、当院の適正な病院規模や医療の質の向上を検証するための病棟再編工事基本計画委託料等でございます。2項1目企業債償還金11億3,341万円は、建設及び施設整備等の企業債償還元金でございます。3項投資、1目長期貸付金3,888万円は、看護師等の養成施設を卒業後、組合の設置する病院に勤務する者に修学資金を貸与するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9 番（伊藤正明）

それでは、2 件お願いします。3 4 ページ、支出、1 款 1 項 2 目 4 節工事請負費、電話交換整備更新工事等の詳細な内容についてお願いいたします。2 件目です。同じく、3 4 ページ、支出、1 款 1 項 2 目 5 節委託料、病棟再編工事基本計画委託料等の詳細な内容についてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

管理課長（谷川正仁）

ご質問の 1 点目、4 節工事請負費「電話交換設備更新工事等の詳細な内容」についてでございますが、内訳として 2 件ございまして、1 件目は電話交換設備をメーカーの修理対応及び保守期間終了により更新するものでございます。2 件目は長期修繕計画に伴いナースコールの更新を行うものでございます。内訳といたしましては、電話交換設備に約 5, 7 4 4 万円、ナースコール整備に約 1 億 1, 8 8 7 万円でございます。

次に御質問の 2 点目、5 節委託料「病棟再編工事基本計画委託料等の詳細な内容」につきましては、病床の稼働状況及び将来推計人口に基づく知多半島医療圏北西部における医療需要見込みに基づき病床規模を見直すため計上したものでございます。主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の受入経験から、大部屋よりも個室での管理が有効であることが判明したことから、今後新たな感染症の発生に備え各病棟の大部屋を個室に変更した場合に係る経費を算出するものでございます。以上でございます。

議長（北川明夫）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第8号「令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第12、同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、同意第1号「監査委員の選任について」、御説明申し上げます。

現監査委員である小幡勇次氏が、来る3月31日をもって任期満了となるため、その後任者として市原健太郎氏の選任をお願いするものでございます。任期につきましては、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間でございます。市原氏の略歴は、お手元の資料のとおりでございますが、人格、識見ともすぐれた方で、適任でございますので、西知多医療厚生組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第1号「監査委員の選任について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、代表監査委員から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

代表監査委員（小幡勇次）

議長のお許しを得ましたので、この席をお借りして一言御挨拶をさせていただきます。この度、西知多医療厚生組合の監査委員を本年3月末日をもって退任させていただきます。8年間にわたり、その職務を全うできましたことは、ひとえに組合議員の皆様及び当組合管理者はじめ事務局関係者の温かい御指導、御鞭撻の賜物と深く感謝いたしている次第であります。当組合が更なる公正かつ効率的な運営を確保され、両市の医療、衛生及び健康増進において一翼を担われますよう御期待申し上げます。また、議員の皆様及び管理者はじめ関係者各位の益々の御活躍を祈念申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北川明夫）

次に、管理者から発言の申出がありますので、この際、これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しをいただきましたので、第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（北川明夫）

これをもちまして、令和7年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。終始御協力、ありがとうございました。

(2月28日 午前10時27分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年2月28日

西知多医療厚生組合議会 議長 北川 明 夫

7 番署名議員 石 丸 喜久雄

13 番署名議員 林 正 則